

平成28年3月31日

# FinTech関連施策について

- 金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告書
- 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告書
- 「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」

平成28年3月  
金融庁

## 第二 3つのアクションプラン

### 一. 日本産業再興プラン

#### 5-2. 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

##### (3)新たに講ずべき具体的施策

###### i)金融・資本市場の活性化等

###### ① 決済高度化及び金融グループを巡る制度のあり方等に関する検討

グローバルに活動する本邦企業の成長力を強化する等の観点から、銀行によるキャッシュ・マネジメントサービスの高度化、決済インフラの国内外を通じたシームレス化や電子記録債権の更なる活用をはじめとする決済高度化に向けたアクション・プランの策定等を行う。

さらに、決済高度化やそれを支える金融業における戦略的なIT投資等を促進することにより利用者利便の向上等を図る観点から、金融グループにおける適切な経営・リスク管理や業務範囲など制度のあり方等について検討を行う。

## 金融グループを巡る環境変化

金融グループの経営形態の多様化

ITイノベーションの急速な進展

### 金融グループにおける 経営管理の充実

- 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化する

(例)

- グループの経営方針の策定
- グループの収益・リスク管理方針、資本政策等の策定
- グループの経営管理体制の構築・運用
- グループのコンプライアンス体制の構築・運用と利益相反管理
- グループの再建計画の構築・運用 (特に、G-SIFIsの場合)

### 共通・重複業務の集約等を通じた シナジー効果・コスト削減効果の発揮

- 各金融グループのシナジー・コスト削減効果の発揮を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化する

#### 持株会社による共通・重複業務の執行

- システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

#### 子会社への業務集約の容易化

- 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

#### グループ内の資金融通の容易化

- グループ内の銀行間での取引について、健全な財務状況の確保や、明確な取引ルールが存在等を前提に、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化する

### ITの進展に伴う 技術革新への対応

- IT分野のイノベーションを戦略的に取り込み、グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする

#### 金融関連IT企業等への出資の容易化

- グループの健全性への影響、優越的地位の濫用や利益相反による弊害のおそれがないこと等を条件に、「金融サービスの向上に資する業務やその可能性のある業務」を行うための会社等への戦略的な出資を可能とする

#### 銀行グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

- システム管理やATM保守などの業務について、グループ内外からの受託を容易にするため、収入依存度規制を緩和する

### 会社法等との関係

#### 今後の 検討課題

- 金融グループの経営管理のあり方と、会社法等との関係(持株会社の指揮命令権限や子銀行取締役の任務懈怠責任のあり方等)について、今後更に検討を深めていく必要

### 異業種からの参入との関係

- 銀行業に参入する異業種グループに対する監督のあり方について、金融グループとのイコールフットイング・イノベーション促進との両面を視野に入れつつ、今後更に検討を深めていく必要

環境  
変化

● 金融・IT融合（FinTechの登場）によるイノベーション

● 先進的な決済サービスに対するニーズの高まり

## 決済高度化に向けた戦略的取組み

### 1. 金融・IT融合に対応したイノベーション

- 決済サービスや決済に関連する銀行業務の革新。
- 「オープン・イノベーション」を推進し、銀行のみならず多様なプレーヤーが競争的にイノベーションを進められるようにすることが重要。

#### 金融・ITイノベーションに向けた新たな取組み

- ・複数の金融機関が参加する、携帯電話番号を利用した送金サービスの提供を検討
- ・ブロックチェーン技術の活用、オープンAPIのあり方を銀行界において検討

#### 「横断的法制」の構築に向けた検討

- ・様々な新しいサービスの登場可能性も踏まえ、業務横断的な法体系の構築を検討

#### ITの進展に対応した決済関連サービスの提供を容易化

- ・電子端末型プリカの登場に対応し、インターネットによる表示義務の履行を拡大
- ・コンビニやスーパーのレジでのキャッシュアウトサービスの提供を可能に 等

### 2. 企業の成長を支える決済サービスの高度化

- 企業の競争力強化の観点から、キャッシュ・マネジメントの高度化と電子記録債権の利便性向上等を図る。

#### 邦銀、特に主要行のキャッシュ・マネジメント・サービスの高度化

#### 日本企業のキャッシュ・マネジメント高度化に向けた環境整備

- ・金融子会社（トレジャリー・センター）の活用等に対応した法適用の見直し
- ・クロスボーダーの財務管理に係る「外為報告義務」の合理化

#### 電子記録債権の利便性向上等

- ・地方自治体における電子記録債権の活用
- ・資金調達円滑化のため、記録機関にかかわらず、企業が自社の取引先銀行で債権の割引を受けられるようにする方策の検討

### 3. 決済インフラ改革（「5つの改革」）

- 全銀システム等について、利用者利便と国際競争力強化の観点から改革。決済インフラの抜本的機能強化

1 2020年までに、企業間送金をXML電文に全面移行（2018年より新システム稼働）

#### 国内外一体の決済環境の実現

- 2 送金フォーマット項目の国際標準化（2016年度中を目途に論点を整理）
- 3 早ければ2016年度中に、居住者・非居住者間の取扱い区分を撤廃（国内円送金）
- 4 2018年を目途に、新たに「ロー・バリュー国際送金」の提供を目指す
- 5 大口送金の利便性向上（100億円以上の送金の容易化）

### 4. 仮想通貨への対応

- 仮想通貨について、G7首脳会議の合意等も踏まえ、マネロン・テロ資金供与対策及び利用者保護のルールを整備。

- ・仮想通貨と法定通貨の交換所について、登録制を導入し、マネロン・テロ資金供与規制の対象に追加。併せて、利用者保護のための規制を導入。

決済高度化に向けて戦略的取組みを官民で推進していくための体制の整備

その際には、決済システムの安定性と情報セキュリティへの対応にも留意

# 決済高度化のためのアクションプラン

金融審議会・決済業務等の高度化に関する  
ワーキング・グループ報告に基づき作成

	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020
<b>リテール分野 – 金融・IT融合に対応した決済サービスのイノベーション</b>						
<b>金融・ITイノベーションに向けた新たな取組み</b>						
[複数銀行による携帯電話番号による送金サービス]		2015年度より検討				
[ブロックチェーン技術の活用等に関する検討]		2015年度より検討	2016年度中に報告とりまとめ			
[オープンAPIのあり方に関する作業部会]		2015年度中に設置	2016年度中に報告とりまとめ			
<b>業務横断的な法体系の検討</b>		検討				
<b>ITの進展等を踏まえた現行制度の見直し</b>		制度の見直し				
<b>ホールセール分野 – 企業の成長を支える決済サービスの戦略的な高度化</b>						
<b>邦銀のCMS高度化等</b>		特に主要行における取組みの推進				
		貸金業規制の適用関係の見直し				
<b>外為報告の合理化等</b>		制度面の対応や取扱いの合理化を検討				
<b>地方自治体における電子記録債権の活用</b>		早期に活用が図られるよう積極的に取り組む				
<b>電子記録債権の利用者利便向上</b>		実効性ある方策に向け、早急に検討				
[記録機関間での債権移動を可能とする制度整備等]		制度の整備				
[でんさいファクタリングの導入]		遅くとも2016年度中に一部金融機関で導入				
<b>電子記録債権制度の海外展開</b>		事業化に向けた取組みを展開				

	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020
<b>決済インフラ – 利用者利便の向上と国際競争力強化のための5つの改革</b>						
<b>決済インフラの抜本的機能強化</b>						
[改革1：XML電文への移行]				2018年頃を目途に、新システムを構築・サービス開始	2020年までにXML電文に全面移行*	
						*企業間送金が対象
<b>国内外一体の決済環境の実現等</b>						
[改革2：送金フォーマット項目の国際標準化]		国際送金フォーマットによる国内送金サービスの提供		2016年度中を目途に「単一化」の論点整理		
[改革3：「ロー・バリュー国際送金」の提供]				2018年を目途にサービス提供		
[改革4：大口送金の利便性向上]				早期に結論		
[改革5：非居住者円送金の効率性向上]				早ければ2016年度中に全銀システムでの取扱いを開始		
<b>仮想通貨に関する制度のあり方</b>						
<b>仮想通貨に関する規制の導入</b>				制度を整備		
<b>継続的取組みに向けた体制整備</b>						
<b>継続的取組みに向けた体制整備</b>				官民挙げての実行のための体制の整備／取組みのフォローアップ／継続的な課題・行動の特定		

# 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための 銀行法等の一部を改正する法律案の概要

## 金融グループを巡る環境変化、ITの急速な進展等を踏まえた制度面での手当てを行う

### 金融グループにおける 経営管理の充実

○ 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化

- ▶ グループの経営方針の策定及びその適正な実施の確保
- ▶ グループ内の会社相互の利益相反の調整
- ▶ グループの法令遵守体制の整備

等

### 共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化

○ 各金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化

#### 持株会社による共通・重複業務の執行

- ▶ システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

#### 子会社への業務集約の容易化

- ▶ 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

#### グループ内の資金融通の容易化

- ▶ グループ内の銀行間取引について、経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たす場合は、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化する

### ITの進展に伴う 技術革新への対応

○ ITの進展を戦略的に取り込み、金融グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする

- ▶ 金融関連IT企業等への出資の容易化
- ▶ 決済関連事務等の受託の容易化

○ ITの進展に対応した、決済関連サービスの提供の容易化と利用者保護の確保

- ▶ ICチップを利用したプリペイドカードにおける表示義務の履行方法の合理化
- ▶ プリペイドカード発行者の苦情処理体制の整備

等

### 仮想通貨への対応

○ 仮想通貨について、G7サミットにおける国際的な要請等も踏まえ、マネロン・テロ資金対策及び利用者保護のためのルールを整備する

#### 登録制の導入

- ▶ 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入

#### マネロン・テロ資金供与対策規制

- ▶ 口座開設時における本人確認の義務付け 等

#### 利用者保護のためのルールの整備

- ▶ 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルール整備

等

# 金融関連IT企業への出資の柔軟化

## IT分野のイノベーションを取り込む動き

### 米銀トップの問題意識

欧米銀行では、最近の環境変化が危機感を持って捉えられ、変化に対して戦略的に応じる動きが広がっている



われわれは、  
グーグルやフェイスブック、  
その他の企業と  
競争することになるだろう

2014年5月6日  
Euromoney(サウジアラビア)での発言

ジェイミー・ダイモン・JPモルガン・チェースCEO

(出所)決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第2回 野村参考人説明資料



売上高 598億ドル  
ユーザー数 5.4億人



売上高 1,709億ドル  
ユーザー数 8億人



売上高 79億ドル  
ユーザー数 12.3億人

### オープン・イノベーション(外部連携による革新)の動き

欧米銀行では、ITイノベーションを取り込むことを目的とした、IT・ネット企業等との戦略的な連携・協働が活発化



・FSV Payment Systems: プリペイドカード・プラットフォーム開発・サービス提供者。



・Level Money: 複数口座の収支管理や資金計画策定をサポートするスマートフォン用アプリケーション開発・提供者。



・Simple: PCやスマートフォン等専用の銀行サービスを提供する業者。



・PayQuik: 金融機関等向けの送金プラットフォーム開発業者。

・Ecount: 小売業者向けのプリペイドカード・プラットフォーム開発業者。



・Bloomspot: 小売業者向けのポイントプログラムの提供・管理システム開発業者。



・OnVista: 金融情報ポータルサイトの提供者。



・Fianet SA: インターネット決済に係るセキュリティシステムの開発・提供会社。



・Zed Group: デジタル・マーケティングシステム、モバイル・インターネット決済システム等の開発・提供会社。

・iZettle: 専用アプリと端末を利用したスマートフォンによるカード決済会社。



・RS2 Software: 銀行、カード会社、小売業者向けのカード決済用ソフトウェア開発業者。

・Analog Analytics: インターネット業者や広告代理店向けのクーポン等の発行・管理システム開発業者。



・FLASHiZ: スマートフォンによる決済アプリ開発及びサービス提供会社。

(出所)決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第10回 翁委員説明資料

## 金融関連IT企業等への出資の特色

- 出資が成功した場合には、現行法でも認められている金融関連業務等への出資になりうるものの、
- 出資段階では、成功の見込みは不明確（それでもなお、戦略的に出資をしていく必要）

銀行業の高度化・利用者利便の向上に資すると見込まれる業務を営む会社に対して、  
当局の認可を得て出資することを可能に

## G7エルマウ・サミット首脳宣言 (H27.6.8)

「我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。」



## FATF (金融作業活動部会) ガイダンス (H27.6.26)

各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。

### G7各国の規制導入状況

米国	○
ドイツ	○
フランス	○
カナダ	○
イタリア	○
英国	△ <small>今国会で 法制化予定</small>
日本	

※ テロ資金対策は、本年5月下旬の「G7伊勢志摩サミット」でも、主要議題の一つとなる見込み。

## 1. 会社概要・破産までの経緯

(出所: 同社及び債権者集会の資料)

会社概要	時期	破産までの経緯
社名: 株式会社MTGOX 業務内容: ビットコインの交換所 所在地: 東京都渋谷区	H26.2	東京地裁に民事再生手続開始の申立て
	H26.4	東京地裁、民事再生手続開始の申立てを棄却・破産手続開始を決定

## 2. 資産・負債の状況

(出所: 債権者集会の資料及び各社報道)

- 破産手続開始時点の資産: 約39億円、負債: 約87億円 (約48億円の債務超過)
- 同社代表者は、昨年(H27)、業務上横領(ビットコイン売買のため顧客が預けた資金の着服等)等の容疑で逮捕

## 仮想通貨と法定通貨の交換業者に登録制を導入し、以下の法制度を整備

### 1. マネロン・テロ資金供与対策

- 口座開設時における本人確認
- 本人確認記録、取引記録の作成・保存
- 疑わしい取引に係る当局への届出
- 社内体制の整備

### 2. 利用者の信頼の確保

- 利用者に対する情報提供
- システムの安全管理
- 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
- 最低資本金・純資産に係るルール
- 分別管理及び財務諸表についての外部監査
- 当局による報告徴求・検査・業務改善命令、自主規制等